

飼料供給連携体制整備（供給型（供給推進））

一問一答集（未定稿）

令和6年度版

注：一問一答集は随時更新

目 次

1 供給推進

【事業実施主体である都道府県協議会（以下「協議会」という。）】

- 問 1－1 協議会とはどのような構成員により構成されるのか。必須の構成員はあるのか。
- 問 1－2 「都道府県域の農業者団体」の農業者団体とは具体的には何を指すのか
- 問 1－3 都道府県域の農業者団体、都道府県以外の構成員はどのような者が想定されるのか。
- 問 1－4 全国団体が構成員となることは可能か。
- 問 1－5 1 団体のみで協議会となることは可能か。
- 問 1－6 本事業に参加する国産飼料生産者が協議会の構成員となることは可能か。
- 問 1－7 国産飼料生産者から飼料を購入する畜産農家や飼料販売会社が協議会の構成員となることは可能か。
- 問 1－8 一つの都道府県内に複数の協議会を作るとは可能か。
- 問 1－9 都道府県をまたがった協議会を作るとは可能か。
- 問 1－10 協議会の事務局には誰になるのか。
- 問 1－11 都道府県が事務局になることは可能か。
- 問 1－12 協議会の規約作成・届出は必要か。
- 問 1－13 既存の農業再生協議会や耕畜連携協議会を本事業の協議会とすることは可能か。

【取組内容】

- 問 2－1 国産飼料生産者に対する指導・助言とは何を行うのか。
- 問 2－2 現地確認等とは何を行うのか。
- 問 2－3 事業効果の検証・検証結果の報告とは何を行うのか。

2 飼料供給体制確立

【販売先】

- 問 3－1 飼料の販売先に制限はあるのか。
- 問 3－2 TMR センターやコントラクターへの販売は対象になるのか。
- 問 3－3 A 農家から B 農家へ国産飼料を販売し、B 農家からも A 農家に国産飼料を販売した場合は両者が補助対象になるのか。
- 問 3－4 A 農家から B 農家へ牧草を販売し、B 農家から A 農家に子実用とうもろこしを販売するように、それぞれの取扱品目が異なる場合は、補助対象になるのか。

- 問 3－5 無償で販売した場合は対象になるのか。
- 問 3－6 物々交換で取引した場合は対象となるのか。
- 問 3－7 販売先の畜産農家が飼養する家畜の種類に制限はあるのか。
- 問 3－8 販売先での給与状況の確認は必要か。
- 問 3－9 販売先への距離に下限や上限など制限はあるのか。

【対象飼料】

- 問 4－1 飼料用稲（稲 WCS、飼料用米）、稲わらは対象となるのか。
- 問 4－2 食用米の稲わらは対象となるのか。
- 問 4－3 イアコーンは対象となるのか。
- 問 4－4 飼料用の麦類は子実のみの販売でも対象となるのか。
- 問 4－5 飼料用麦わらは対象となるのか。
- 問 4－6 （河川敷等の）野草は対象となるのか。
- 問 4－7 刈取直後の乾草やラップ直後のサイレージは対象となるのか。
- 問 4－8 TMR など対象飼料と対象外飼料を混合して販売した場合は対象となるのか。
- 問 4－9 対象となる重量は現物、乾物のいずれか。
- 問 4－10 個数ベースで販売するなど、販売重量を計量していない場合は対象となるのか。
- 問 4－11 対象重量に上限はあるのか。
- 問 4－12 対象となる販売拡大量の計算において、前年度の品質表示の有無はどのように扱うのか。
- 問 4－13 昨年度（事業実施年度の前年度）に収穫したものは対象となるのか。
- 問 4－14 販売後に品質表示を行ったものは対象となるのか。
- 問 4－15 交付決定前に販売したものは対象となるのか。
- 問 4－16 販売契約、又は、飼料現物の送付を行ったが、金銭の受取は済んでいないものは対象となるのか。
- 問 4－17 販売後に返品があった場合はどのように取り扱うのか。

【品質表示】

- 問 5－1 品質表示はどんな項目について行えば良いのか。
- 問 5－2 発酵が安定していない収穫・ラッピング直後のロールを販売する場合も品質表示は必要か。
- 問 5－3 品質表示のための分析は何件行えば良いか。1 販売で 1 件行えばよいのか。
- 問 5－4 1 ロットの範囲に基準はあるのか。
- 問 5－5 販売全体に対して品質表示を行わなければならないのか、事業対象とする販売拡大分のみ品質表示を行えば良いのか。
- 問 5－6 子実とうもろこしを配合飼料原料として飼料メーカーに販売する場合、当該メーカーで配合飼料の成分表示が行われるが、この場合も販売時に品質表

示を行う必要があるか。

問 5－7 成分分析を依頼する飼料分析機関に制限はあるか。

問 5－8 栄養成分に係る必須項目のうち近隣の分析機関で分析してもらえない項目は非表示でも良いか。

【成果目標】

問 6－1 成果目標の国産飼料生産者の販売量又は販売額の 5 % 以上拡大は個別の生産者ごとに必要なのか、地区全体で 5 % 以上となれば良いのか。

問 6－2 前年度に無償譲渡を行っており、今年度から販売を始めた場合、前年度無償譲渡分は販売実績に計上する必要があるか。

問 6－3 A 会社が B 会社との合併により新会社 C となった場合、C 会社は A 会社の前年度販売量等から 5 % 以上販売を拡大すればよいのか。

【事業手続き等】

問 7－1 国産飼料生産者から協議会への参加手続き（計画、同意書、参加申込書の提出）はいつ行えば良いか。

問 7－2 品質表示をして販売したことの確認はどのように行えば良いか。

問 7－3 前年度の実績はどのように確認するのか。

問 7－4 水活以外に重複できない事業とはどのようなものがあるのか。

飼料供給連携体制整備（供給型）Q & A

1 供給推進		
番号	問い	答え
【事業実施主体である都道府県協議会（以下「協議会」という。）】		
問１－１	協議会とはどのような構成員により構成されるのか。必須の構成員はあるのか。	必須の構成員として、都道府県の区域をその区域とする農業者団体、都道府県が構成員となることを想定しています。 ただし、やむを得ない場合は農業者団体、都道府県及び地方農政局長等の協議により、上記以外の構成員による特認の協議会とすることが可能です。
問１－２	「都道府県域の農業者団体」の農業者団体とは具体的には何を指すのか。	農業者団体として、特に特定の団体や団体の範囲等を想定しているものではありません。本来、県域で協議会を作る場合に構成員になるであろう団体を意図しています。
問１－３	都道府県域の農業者団体、都道府県以外の構成員はどのような者が想定されるのか。	都道府県の一部を区域とする農業者団体、市町村や試験研究機関等地域の実情に合わせて検討願います。
問１－４	全国団体が構成員となることは可能か。	可能です。
問１－５	１団体のみで協議会となることは可能か。	単一の団体のみではなく、複数の関係者で構成願います。
問１－６	本事業に参加する国産飼料生産者が協議会の構成員となることは可能か。	構成員となることを妨げるものではありませんが、審査、現地確認等は自らが行うことがないようにしていただく必要があります。
問１－７	国産飼料生産者から飼料を購入する畜産農家や飼料販売会社が協議会の構成員となることは可能か。	構成員となることを妨げるものではありませんが、審査、現地確認等は自らが行うことがないようにしていただく必要があります。
問１－８	一つの都道府県内に複数の協議会を作ることは可能か。	農業者団体、都道府県及び地方農政局長等の協議により認められれば可能です。
問１－９	都道府県をまたがった協議会を作ることは可能か。	原則として、都道府県をまたがった協議会は想定していません。やむを得ずまたがる必要がある場合は、農業者団体、都道府県及び地方農政局長等の協議により認められれば可能です。
問１－１０	協議会の事務局には誰がなるのか。	本事業の趣旨に沿って適切に事務を行える者であれば良いため、協議会の構成員間でご検討ください。
問１－１１	都道府県が事務局になることは可能か。	可能です。

問 1 - 12	協議会の規約作成・届出は必要か。	協議会は組織の意思決定の方法、事務及び会計の処理方法並びにその責任者、財産管理、内部監査の方法等を明確にした規約等を定める必要があり、当該規約等について、事業実施計画を地方農政局等に提出する際に併せて提出してください。
問 1 - 13	既存の農業再生協議会や耕畜連携協議会を本事業の協議会とすることは可能か。	交付等要綱や実施要領の要件を満たしていれば可能です。
【取組内容】		
問 2 - 1	国産飼料生産者に対する指導・助言とは何を行うのか。	国産飼料生産者が行う計画・資料の作成、証拠資料整理、販売や品質表示等に対して指導や助言を行ってください。
問 2 - 2	現地確認等とは何を行うのか。	本事業実施要領別紙の別添 4 に基づき、販売した飼料作物の種類や販売量、生産ほ場の要件合致状況、品質表示の実施状況等の確認を行ってください。
問 2 - 3	事業効果の検証・検証結果の報告とは何を行うのか。	国産飼料生産者の作成する実施計画に対し、本事業実施要領別紙の様式第 14 号、第 15 号による農政局長への報告等を行ってください。
2 飼料供給体制確立		
【販売先】		
問 3 - 1	飼料の販売先に制限はあるのか。	事業の対象となる販売先は、飼料を利用する畜産農家、畜産農家に飼料を販売する者、飼料利用を目的として飼料の加工を行う者(売買を行う者に限る)等の販売した飼料を畜産利用する又は畜産利用する者に販売する者であり、金銭の授受が必要となります。 なお、本事業は国産飼料生産者の生産した飼料が外部(自家消費外)に販売されることにより国産飼料の流通を拡大することを目的としているため、国産飼料生産者と他者の間で飼料の売買や金銭の授受が行われたとしても、総合的に見て自家消費していると考えられる場合は対象となりません。 この具体的な例として、 ①コントラクターが農家から依頼を受けて生産し当該農家に販売する場合、 ②子会社と親会社で飼料生産と家畜飼養を分担しており、この間で取引が行われる場合、 ③系列会社間での取引であって、議決権の過半をい

		ずれかが有している場合、 ④経営が別であっても生計を一にする場合等が挙げられます。
問 3 - 2	TMR センターやコントラクターへの販売は対象になるのか。	外部（自家消費外）への販売用であれば、対象となります。このため、TMR 等を自社で買い戻す場合は対象となりません。
問 3 - 3	A 農家から B 農家へ国産飼料を販売し、B 農家からも A 農家に国産飼料を販売した場合は両者が補助対象になるのか。	自家消費分を交換しただけとみなされる飼料は全て、販売の事実があったとしても対象となりません（当然のことながら、3 者以上間で同様に行った場合も対象となりません）。 なお、上記のようなことが起こらないよう、補助対象重量を計算する様式において、国産飼料の購入量を差し引くこととしております。 また、自家消費分を輸入粗飼料で置き換えて国産粗飼料を販売することも同様に当たります。
問 3 - 4	A 農家から B 農家へ牧草を販売し、B 農家から A 農家に子実用とうもろこしを販売するように、それぞれの取扱品目が異なる場合は、補助対象になるのか。	それぞれの取扱い品目が異なる場合でも、国産飼料の交換とみなされる飼料については、上記（問 3 - 3）に準じ、対象となりません。
問 3 - 5	無償で販売した場合は対象になるのか。	無償での取引は対象となりません。
問 3 - 6	物々交換で取引した場合は対象となるのか。	対象となりません。
問 3 - 7	販売先の畜産農家が飼養する家畜の種類に制限はあるのか。	乳牛、肉用牛、豚、鶏を飼養している畜産農家が対象となります。 なお、販売先が家畜の飼養を行っていない飼料販売業者等の場合は、品質表示の際の「品種・製品名」に上記家畜用の飼料であることを明示してください。
問 3 - 8	販売先での給与状況の確認は必要か。	給与状況の確認は必要ありません。
問 3 - 9	販売先への距離に下限や上限など制限はあるのか。	販売先までの距離に制限はありません。
【対象飼料】		
問 4 - 1	飼料用稲（稲 WCS、飼料用米）、稲わらは対象となるのか。	飼料用稲については、水田活用の直接支払交付金金等により販売に向けた支援を行っているため、本

		事業の対象となりません。
問 4-2	食用米の稲わらは対象となるのか。	対象となりません。
問 4-3	イアコーンは対象となるのか。	水田活用の直接支払交付金との重複支援はできませんが、重複しない場合は「子実用とうもろこし」として対象となります。
問 4-4	飼料用の麦類は子実のみの販売でも対象となるのか。	子実と茎葉を一体的に利用する麦 WCS の場合のみが対象となり、子実のみを販売する場合は対象となりません。
問 4-5	飼料用麦わらは対象となるのか。	子実と茎葉を一体的に利用する場合のみが対象となり、麦わらのみを販売する場合は対象となりません。
問 4-6	(河川敷等の) 野草は対象となるのか。	対象となりません。
問 4-7	刈取直後の乾草やラップ直後のサイレージは対象となるのか。	対象となります。ただし、特にサイレージなどの場合は、今後の取引の継続につなげるためにも、いつから給与可能になる見込みなど、丁寧な情報提供を推奨します。
問 4-8	TMR など対象飼料と対象外飼料を混合して販売した場合は対象となるのか。	支援対象者は権利を有する土地について、対象となる飼料作物を販売した者となりますので、TMR センター等へ販売する場合は当該飼料単体の品質を表示することとなります。 TMR センターが権利を有する場合は、対象飼料と対象外飼料の重量を明確に切り分けることができ、そのことを書類等により証明することができる場合には、TMR の品質表示をおこなうことで対象とすることができます。
問 4-9	対象となる重量は現物、乾物のいずれか。	乾草、サイレージ等の種類によらず、いずれも現物重量を用いてください。
問 4-10	個数ベースで販売するなど、販売重量を計量していない場合は対象となるのか。	すべての重量を計量することが望ましいですが、難しい場合は、搬入日・生産者・飼料の種類・形状ごとに1個以上を計量し代表値とする、地域普及指導機関等と相談の上、地域での平均重量を参考に算出することも可能です。
問 4-11	対象重量に上限はあるのか。	上限重量はありませんが、申請多数により申請額が予算額を超過した場合等には、予算の範囲内での支援となることから、補助額が申請額以下となることがあります。

問 4-12	対象となる販売拡大量の計算において、前年度の品質表示の有無はどのように扱うのか。 例えば前年度販売が 100t (品質表示有 60t、品質表示無 40t) で、今年度販売が 150t (全て品質表示有) の場合、拡大分は、 ①50t (=150t-100t)、 ②90t (=150t-60t)、 ③110t (=150t-40t) のいずれか。	前年度実績については、品質表示の有無に関係なく、全販売量を今年度販売量 (品質表示有) から差し引くことになります。例の場合は①50t が販売拡大分となります。
問 4-13	昨年度 (事業実施年度の前年度) に収穫したものは対象となるのか。	昨年度 (事業実施年度の前年度) に収穫されたものも対象になります (販売拡大分のみ) が、事業実施年度に販売される必要があります。 なお、事業実施年度に販売されても 2 年度以上前に収穫されたものは対象となりません。
問 4-14	販売後に品質表示を行ったものは対象となるのか。	対象となりません。品質表示を前提とした取引に対して支援するものとなります。(販売前に分析を行っていたとしても、販売時に品質表示を行っていなければ支援対象とはなりません。)
問 4-15	交付決定前に販売したものは対象となるのか。	交付決定前であっても、事業実施年度中に販売されたもの (販売拡大分のみ) であって、かつ要件を満たすことが確認できたものが対象となります。
問 4-16	販売契約、又は、飼料現物の送付を行ったが、金銭の受取は済んでいないものは対象となるのか。	対象となりません。対象となるのは、契約の完了、所有権の移転、現物の送付、金銭の受取等取引が完了したもののみとなります。 なお、国産飼料生産者は事業実施年度の 2/10 までに販売結果を協議会に報告する必要があるため、事業対象とするためには、2/10 までにすべての販売手続きを終えておく必要があります。また、販売結果報告後の販売分を対象とすることができませんのでご注意ください。 ただし、受け手の事情により現物の送付が完了しない場合であって、その他の要件を満たす場合は、受け手から保管の依頼が行われたことを証する書面をもって、販売が完了したこととして取り扱うものとします。
問 4-17	販売後に返品があった場合	販売直後に購入者側の品質確認等により返品等が

	はどのように取り扱うのか。	発生した場合は、売買成立後の数量に変更する必要があります。
【品質表示】		
問５－１	品質表示はどんな項目について行えば良いのか。	販売者名、生産地、連絡先、品種・製品名、ほ場番号、収穫年月日を共通事項として、TDN（可消化養分総量）、水分、CP（粗タンパク質）、EE（粗脂肪）、NFE（可溶無窒素物）、CF（粗繊維）、CA（粗灰分）を必須項目として表示してください。 また、今回、また次回以降の円滑な取引につなげるためにも取引先の求めに応じて適宜必要な項目について表示することを推奨します。 本事業実施要領別紙３－１－２の別添２もご参照ください。
問５－２	発酵が安定していない収穫・ラッピング直後のロールを販売する場合も品質表示は必要か。	品質表示は必要です。なお、発酵品質等は必須項目とはしていないため、どのような表示を追加するかについては、販売者・購入者間でよくご相談ください。
問５－３	品質表示のための分析は何件行えば良いか。１販売で１件行えばよいのか。	１ロットにつき１件行うなど、飼料の性状・品質等の違いに合わせて適宜必要な件数を行ってください。 なお、販売先に複数ロットを販売する場合は、それぞれの分析結果を各ロット１枚にまとめても構いませんが、それぞれの梱包毎の飼料の品質が明確にわかるようにしてください。
問５－４	１ロットの範囲に基準はあるのか。	ほ場条件、収穫時期、作業体系等から同一の品質であると考えられる範囲を同一ロットとしてください。
問５－５	販売全体に対して品質表示を行わなければならないのか、事業対象とする販売拡大分のみ品質表示を行えば良いのか。	事業対象とする販売拡大分についての品質表示は必須です。 一方、事業対象としないものや販売拡大分に該当しないものの品質表示は必須ではありませんが、販売先の信頼確保や販売飼料の品質向上等により以降の販売継続につなげる観点からも、これらについても品質表示を行うことが推奨されます。
問５－６	子実とうもろこしを配合飼料原料として飼料メーカーに販売する場合、当該メーカーで配合飼料の成分表示が行われ	必要となります。

	るが、この場合も販売時に品質表示を行う必要があるか。	
問５－７	成分分析を依頼する飼料分析機関に制限はあるか。	分析機関については、必要な情報が取得できれば、どの分析機関のものでも構いません。 なお、当該分析機関が分析を実施したこと、分析結果を提供したことが分かる証拠書類の保存が必要となります。
問５－８	栄養成分に係る必須項目のうち近隣の分析機関で分析してもらえない項目は非表示でも良いか。	栄養成分に係る必須項目（TDN、水分、CP、EE、NFE、CF、CA）については、日本標準飼料成分表で示されるなど、飼料全体の組成を把握するために必要な項目であるため、表示が必須となります。 ただし、計算上又は理論上、これらと同等の栄養成分を表示しているとみなせる場合は、適宜項目を置き換えて表示することも可能です。 例えば、「CF（粗繊維）＋NFE（可溶無窒素物）」と「NDF（中性デタージェント繊維）＋NFC（非繊維性炭水化物）」は、トータルではほぼ同じ成分を包含するとみなせるため、NDF と NFC の双方を表示する場合は、置き換えて表示しても構いません。 なお、必須項目以外の栄養成分の表示は妨げないため、販売促進、取引先の求めに応じて等、適宜追加して表示することを推奨します。
【成果目標】		
問６－１	成果目標の国産飼料生産者の販売量又は販売額の５％以上拡大は個別の生産者ごとに必要なのか、地区全体で５％以上となれば良いのか。	国産飼料生産者ごとに５％以上とする必要はなく、協議会において国産飼料生産者の販売量又は額を取りまとめ、全体で５％以上の拡大としてください。
問６－２	前年度に無償譲渡を行っており、今年度から販売を始めた場合、前年度無償譲渡分は販売実績に計上する必要があるか。	前年度無償譲渡を行ったものは販売実績に計上する必要はありません（実績０として構いません）。
問６－３	A 会社が B 会社との合併により新会社 C となった場合、C 会社は A 会社の前年度販売量等から５％以上販売を拡大すればよいのか。	A 会社と比較するのではなく、A 会社と B 会社の前年度販売量等を合算したものから５％以上拡大することが必要となります。
【事業手続き等】		

問 7-1	国産飼料生産者から協議会への参加手続き（計画、同意書、参加申込書の提出）はいつ行えば良いか。	事業実施主体である協議会は本事業の公募等の結果により決定するため、当該協議会にご相談ください。
問 7-2	品質表示をして販売したことの確認はどのように行えば良いか。	どこに販売した物がどのような品質表示を行って販売したかがわかる書類（表示のコピー等）を整備しておく必要があります。これにより確認することとなります。 なお、販売先の確認のため、生産者は納品書、請求書、入金が行われたことを示す書面等を整備しておく必要があります。
問 7-3	前年度の実績はどのように確認するのか	飼料作物生産野帳（本事業実施要領別紙の別添 3）で生産ほ場名、ほ場に対して有する権利、面積、前年度販売実績（数量）を確認することになります。 なお、事業参加者は野帳に記載したほ場に係る情報、前年度販売実績（数量）を証する書面を整備しておく必要があります。
問 7-4	水活以外に重複できない事業とはどのようなものがあるのか。	支援対象となる経費等に重複がある事業が該当します。例えば飼料生産組織の規模拡大等支援があります。このほか重複があるかどうか不明な事業については、個別にお問い合わせ下さい。